

省エネ技術緊急導入促進事業実施要領

第1 趣旨

今般の原油価格の高騰により農業経営を大きく圧迫されている施設栽培を行う花き農家を支援することを通じ、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を強力に推進するため、農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第9734号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の2による緊急事業として、花きにおける施設栽培の省エネルギー化の推進に向けた緊急的な支援を行うものとする。

第2 事業の取組等

1 事業の取組

省エネ技術緊急導入促進事業は、花きの施設栽培における省エネルギー化に向けた一層の努力を促すため、平成16年度と比較し、加温面積当たりの燃油消費量を大幅に低減した施設栽培を行う花き農家を対象として、当該農家が省エネルギー効果のある次の被覆資材の購入に必要な経費について補助する。ただし、事業実施主体が自力又は他の助成により実施中又は既に完了している取組は補助対象としないものとする。

- (1) 長期展張被覆フィルム（耐用年数が5年以上で、かつ、ガラスと同等の光透過性を有する施設園芸用フィルム）
- (2) 中空二重構造被覆フィルム（耐用年数が2年以上で、かつ、複層構造であって、中間の空気層により断熱効果を有する施設園芸用フィルム）
- (3) 断熱・遮光性被覆フィルム（耐用年数が5年以上で、かつ、断熱効果及び遮光性を有する施設園芸用フィルム）
- (4) 吸水・透湿性被覆フィルム（耐用年数が2年以上で、かつ、吸水・透湿性及び断熱効果を有する施設園芸用フィルム）
- (5) 地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が認める（1）から（4）までの被覆資材と同等の性能を有する被覆資材

2 事業の成果目標

本事業の成果目標は、受益農家において10アール当たりの燃油消費量を平成19年度と比べて10%以上低減することとする。

3 目標年度

本事業の目標年度は、平成22年度とする。

4 事業実施主体

本事業の実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）とする。

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体については、構成員に3戸以上の農家を含むこと。

5 不正行為に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第3 事業の実施期間

本対策の実施期間は平成20年9月26日から平成21年3月31日までとする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、事業実施計画の承認を行った場合には、通知（計画変更の場合を含む。）を行うものとする。
- 4 次の各号に該当する場合は、事業実施計画の変更を行うものとし、手続きに際しては1の規定を準用するものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 成果目標の変更
 - (3) 事業実施主体の変更
 - (4) 第2の1の対象とする取組の変更
 - (5) 事業実施主体における事業費又は事業量の30%を超える変更
- 5 採択要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと

 - (1) 受益農家が3戸以上であること
 - (2) 事業実施により達成すべき成果目標を定めていること
 - (3) 全ての受益農家が平成19年度の10アール当たりの燃油消費量を原則として平成16年度と比べ、20%以上低減させていること
- 6 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、5に定める採択要件を確認し、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

 - (1) 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。
 - (2) 被覆資材の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - (3) 取組の内容が、受益者数、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- 7 管理運営

- (1) 事業実施主体は、本事業により購入した資材について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで、適正に管理運営するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対して関係書類の整備、資材の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第5 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を報告に係る年度の翌年度の7月末日までに別紙様式第2号により地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を講じるものとする。

第6 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第3号により作成した成果報告書を、目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、関係部局等で構成する検討会を開催し、その報告内容の点検評価を行い、その結果を公表するとともに、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対し、改善計画を提出させるなど適切な指導等を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。
- 4 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価の実施が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指示を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に対して報告するものとする。
- 6 生産局長は、2の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、第三者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめる。
- 7 地方農政局長等は、本対策の実施に資するため、事業の実施効果等に関する調査を行うことができるものとする。

第7 事業の実施基準

事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、受益農家から署名を付した「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について（平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知）の「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」（以下「チェックシート」という。）の写しの提出を受け、当該農家がチェックシートに基づく省エネルギー生産管理対策を実施したことを確認する。

第8 補助金の交付

- 1 事業実施主体は、自らが購入した第2の1に掲げる被覆資材の購入費用に対して補助金の交付を受けようとするときは、事業実施計画を提出した地方農政局長等に対し、その申請を行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により申請された場合には、事業実施主体が本事業において購入した第2の1に掲げる被覆資材の購入費用の2分の1以内の額の補助金を交付するものとする。ただし、本事業における補助金額上限は300万円までとする。

第9 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地方農政局長等による当該事業実施計画の承認を受けた後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、予めその理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第4号により地方農政局長等に提出するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任であることを了知の上で行うものとする。

第10 国の助成等

国は、予算の範囲内において、本事業の執行に必要な経費について、補助するものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによる。

別紙様式第1号

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業の実施計画の（変更）承認申請について

省エネ技術緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3627号農林水産省生産局長通知）第4に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注）1 関係書類として、別添「省エネ技術緊急導入促進事業実施計画書」を添付すること。
- 2 変更の場合には、事業実施計画書様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

省エネ技術緊急導入促進事業実施計画書

事業実施主体名
担当者氏名
電話番号
F A X
e - m a i l

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入する被覆資材	購入量 (m ²)	備考
	a (戸)			年月購入予定

- (注) 1 「購入する被覆資材」は、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。
2 「備考」に当該被覆資材の購入予定時期を記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに購入予定時期を記入すること。

(2) 事業費の内訳

購入する被覆資材	事業費	負担区分			備考
		国庫負担金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
合計					

- (注) 1 「購入する被覆資材」は、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫負担金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国庫負担金〇〇〇円」）を記入すること。

3 成果目標

燃油の消費量 (L/10a)		〔参考〕農業経営費 (千円/10a)	
現状値 (平成 19 年度)	成果目標 (平成 22 年度、低減率%を併記)	現状値 (平成 19 年度)	平成 22 年度見込み (低減率%を併記)

(注) 低減率 (%) は、 $(1 - \text{当該年度の燃油消費量 (又は農業経営費)} / \text{平成 19 年度の燃油消費量 (又は農業経営費)}) \times 100$ で算出する。

目標数値決定根拠	成果の検証方法 (現状値および目標値の算出方法)

(注) 1 「目標数値決定根拠」は、被覆資材の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるか記入する。

2 「成果の検証方法」には、客観的な手法により検証できることを原則とする。

4 添付書類

- (1) 組織及び運営についての規約等の写し
- (2) 燃油消費量低減調書 (別紙 1 により受益農家ごとに作成)
- (3) 確約書 (別紙 2 により作成)
- (4) 2 社以上による購入予定被覆資材に係る見積書 (資材メーカーによる耐用年数を付記) の写し
- (5) 被覆資材の設置対象施設及び所在地を明示した図面及び配置図
- (6) 既存の被覆資材を使用している場合は、当該被覆資材の名称、製造業者名、使用開始年、設置施設及び所在地を明示した図面及び配置図
- (7) 消費税課税事業者等調書 (別紙 3 により受益農家ごとに記載)

年 月 日

燃油消費量低減調書

住所
 事業実施主体名
 代表者氏名 印
 受益農家住所
 受益農家氏名 印

下記の内容につき、相違ないことを確約致します。

記

(1) 平成16年度における燃油消費量

① 対象品目名

② 当該品目の作付面積 (実面積) a

③ 当該品目の加温面積 (実面積) a

(内訳)

品目の種類・加温時期	加温面積 (a)	油種	16年度油種別消費量
合計			

(注) 農業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。

④ 加温面積10 a 当たり消費量 L ・ ・ A

(注) 平成16年度に係わる燃油購入を証明するものがない場合は、その理由を付記し、平成17年度又は平成18年度に係わる燃油消費量を記載する。

(2) 平成19年度における燃油消費量

① 対象品目名

② 当該品目の作付面積（実面積） a

③ 当該品目の加温面積（実面積） a

（内訳）

品目の種類・加温時期	加温面積（a）	油種	19年度油種別消費量
合計			

（注）農業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。

④ 加温面積10 a 当たり消費量 ・ ・ B

⑤ 燃油消費量低減のために講じた取組の内容

- ア
- イ
- ウ

（3）平成19年度における燃油低減率

$$(A - B) / A \times 100 = \text{〇〇.〇}\%$$

（注）16年度、19年度の燃油購入を証明するもの（領収書又は請求書等）の写しを添付する。

年 月 日

確約書

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業により、今回補助を受けて購入する予定である被覆資材については、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、少なくとも当該資材の耐用年数の期間内において、その目的に即して適正に管理運営することを確約いたします。

年 月 日

消費税課税事業者等調書

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

下記のとおり報告します。

記

受益農家氏名	購入する被覆資材	購入量 m ²	事業費		国庫補助金		課税、簡易課税、免税事業者の別 (※)		備考
			円	円	円	円	19年	20年	
							度	度	
合計									

- (注) 1 ※ 全ての受益農家について、平成19年度及び20年度において、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別を記載すること（見込みも含む）。
- 2 「購入する被覆資材」は、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。

留意事項（事業実施主体が任意組合となっている皆様へ）
～ 消費税の確定申告のご注意 ～

「課税事業者」である受益農家の方（事業実施主体の構成員）が、補助事業で整備した資材の代金を課税仕入に計上した場合、補助金の一部（消費税）を返還する必要があります。

別紙様式第2号

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業（平成〇年度）の実施状況報告について

省エネ技術緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3627号農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「省エネ技術緊急導入促進事業（平成〇年度）実施状況報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

省エネ技術緊急導入促進事業（平成○年度）実施状況報告書

事業実施主体名
担当者氏名
電話番号
F A X
e - m a i l

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入した被覆資材	購入量 (m ²)	備 考
	a (戸)			年 月購入

- (注) 1 「購入した被覆資材」には、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 「備考」には、当該被覆資材の購入時期を記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに購入時期を記入すること。

(2) 事業費の内訳

購入した被覆資材	事業費	負 担 区 分			備 考
		国庫負担金	自己資金	その 他	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「購入した被覆資材」には、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫負担金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考欄に合計額（「除税額○○○円 うち国庫負担金○○○円」）を記入すること。

3 事業実施状況

燃油の消費量 (L/10a)			〔参考〕 農業経営費 (千円/10a)		
現状 (平成19 年度)	成果目標 (平成22年 度、低減率 を併記)	当該年度の成果 (平成○年度、 低減率を併記)	現状値 (平成19 年度)	平成22年度の 見込み (低減率%を 併記)	平成○年度の 成果 (低減率 を併記)

(注) 低減率 (%) は、 $(1 - \text{当該年度の燃油消費量 (又は農業経営費)}) / \text{平成19年度の燃油消費量 (又は農業経営費)} \times 100$ で算出する。

成果の根拠	成果の検証方法 (成果の算出方法)

(注) 1 「成果の根拠」には、被覆資材の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果があったか、またその主な要因を記入する。

2 「成果の検証方法」には、客観的な手法により検証できることを原則とする。

4 添付書類

(1) 受益農家毎の署名を付した「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の写し

(2) 燃油購入量を証明するものの写しを添付する。

(3) 消費税課税事業者等調書 (別紙により受益農家ごとに記載)

消費税課税事業者等調書

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

下記のとおり報告します。

記

受益農 家氏名	購入す る被覆 資材	購入量 m ²	事業費		国庫補助金		課税、簡易課 税、免税事業 者の別 (※)		備考
			うち消費 税分	うち消費 税分補助 金相当額	19年 度	20年 度			
							円	円	
合計									

- (注) 1 ※ 全ての受益農家について、平成19年度及び20年度において、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別を記載すること（見込みも含む）。
2 「購入する被覆資材」は、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。

留意事項（事業実施主体が任意組合となっている皆様へ）
～ 消費税の確定申告のご注意 ～

「課税事業者」である受益農家の方（事業実施主体の構成員）が、補助事業で整備した資材の代金を課税仕入に計上した場合、補助金の一部（消費税）を返還する必要があります。

別紙様式第3号

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業の成果報告について

省エネ技術緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3627号農林水産省生産局長通知）第6の1に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「省エネ技術緊急導入促進事業成果報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

省エネ技術緊急導入促進事業成果報告書

事業実施主体名
担当者氏名
電話番号
F A X
e - m a i l

1 事業の目的

2 事業の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入した被覆資材	購入量 (m ²)	備 考
	a (戸)			年 月購入

- (注) 1 「購入した被覆資材」には、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 「備考」には、当該被覆資材の購入時期を記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに購入時期を記入すること。

3 事業の成果

燃油の消費量(L/10a)					【参考】農業経営費(千円/10a)				
現状値 (H19)	計画時 (H20)	1年後 (H21)	2年後 (H22)	成果 目標 (低減 率%)	現状値 (H19)	計画時 (H20)	1年後 (H21)	2年後 (H22)	成果 目標 (低減 率%)
	(低減 率%)	(低減 率%)	(低減 率%)			(低減 率%)	(低減 率%)	(低減 率%)	(低減 率%)

- (注) 1 燃油の消費量の低減率(%)は、 $(1 - \text{各年度の燃油消費量} / \text{平成19年度の燃油消費量}) \times 100$ で算出する。
- 2 農業経営費の低減率(%)は、 $(1 - \text{各年度の農業経営費} / \text{平成19年度の農業経営費}) \times 100$ で算出する。

成果の根拠	成果の検証方法 (成果の算出方法)

(注) 1 「成果の根拠」には、被覆資材の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果があったか、またその主な要因を記入する。

2 「成果の検証方法」には、客観的な手法により検証できることを原則とする。

4 事業の評価

評価項目	成果目標の達成状況	自己評価
燃油の消費量 (L/10a)		
農業経営費 (千円/10a)		

(注) 自己評価欄には、成果目標の達成状況を踏まえ、事業が適切に実施されたか等、また、その理由等について記入すること。

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業の交付決定前着手届

省エネ技術緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3627号農林水産省生産局長通知）第9に基づき、事業実施計画に基づく別添取組について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更はないこと。

別添

購入予定被覆資材	購入量 (m ²)	事業費	購入予定年月日	理由
		円		

- (注) 1 「購入予定被覆資材」には、要領第2の1の(1)～(5)の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材毎に記入すること。
- 2 2社以上による購入予定被覆資材に係る見積書（資材メーカーによる耐用年数を付記）の写しを添付する。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。